

広島県情報公開・個人情報保護審査会 諮問（情）第149号

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年6月15日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成13年〇〇月〇〇日付けの〇〇〇〇（以下、「本件手帳申請者」という。）への被爆者健康手帳交付申請書について（通知）（県原爆被爆者対策課長）において記録されている当時の〇〇国民学校の教員であった方の記録」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 不開示の決定

実施機関は、「原爆投下当時、〇〇国民学校の教師であった特定の者（以下「本件被聴取者」という。）の被爆者健康手帳交付申請に係る面接聴取書」（以下「本件対象文書」という。）を本件請求の対象となる行政文書として特定の上、平成16年6月18日付けで条例第10条第2号（個人情報）に該当する情報であることを理由に、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年7月20日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示の決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立てに至る経緯及び情報開示の必要性について

原爆投下後に被爆者の救護・看護の手伝いをした当時の〇〇国民学校関係者であった住民が、被爆者健康手帳（以下「手帳」という。）の交付

申請を行ったところ、平成12年〇〇月に、1名を除いた全員に対し、広島県の担当課から当該申請の取下げ指導の連絡があった。

この際の理由は、当時の〇〇国民学校の教師であった方の記録に「小学校5年生未満の児童は、学校の指示による救護・看護は行っていない。」という記載があるというものであった。

〇〇国民学校3年生であった本件手帳申請者の場合も、上記住民と同様、平成13年〇〇月〇〇日付けでの広島県からの申請取下げ指導通知に、上記取下げ指導時と同様の理由が記載されていた。

しかしながら、本件手帳申請者に係る3人の証明人である元教師は、「校長先生の指示により、3年生以上の児童達は夏休みを返上して、救護・看護・死体処理を手伝わせた。」と明確に証言しているのであり、何故、これらの証言と異なる証言が採用されて申請却下に至ったのか、その根拠を知りたいということから関係文書の開示を求めたものである。

(2) 本件対象文書の条例第10条第2号本文該当性について

本件対象文書が開示された場合、手帳交付申請を認められなかった者の不満が、不利な証言をした当該証言者に集中するといった懸念を想定できるが、証言者の現況等を勘案した場合、実際には問題にならないと考えられる。

また、そういった懸念があるという意味においては、実施機関が対象文書について、条例第10条第2号の個人情報に該当することを理由として不開示と判断した点は、ある程度理解できるところであるが、どの教師の証言に基づき、本件手帳申請が却下されたのかなどについて、条例第12条の公益上の理由による裁量的開示を求めるものである。

(3) 本件対象文書の条例第10条第2号ただし書口該当性について

当時の〇〇国民学校3年生は、現在、70歳前後の高齢者であり、そういった手帳申請者にとっては、手帳交付は、各人の生命、健康、生活、財産に関わる問題である。

したがって、本件対象文書の開示自体でもって直接的に保護される権利利益ではないが、条例第10条2号ただし書の趣旨から開示しても差し支えないものとする。

(4) 本件対象文書の条例第10条第2号ただし書ハ該当性について

本件対象文書に係る特定の個人は、当時の〇〇国民学校の教師であったようであり、国民学校の教師は公務員に該当したものと考えられる。

このため、当該教師の行為は、公務員による職務遂行に係る情報に該当すると考えられることから、条例第10条第2号ただし書ハの規定により開示すべきである。

(5) 本件対象文書の条例第10条第6号該当性について

本件対象文書を開示した場合、関係者から正しい証言が得られなくな

るといっておそれもあるが、誤った証言内容が採用された上で手帳の交付申請が却下決定されたままになるというおそれもあると考えられる。

証言者の権利利益も尊重しつつ、手帳申請の審査に当たって、納得のいく被爆者援護行政を展開する必要があるという二つの相反する利益を調整する必要があるので、難しい点があるとは承知しているが、何とか知恵を出して、本件手帳申請者などが納得のいく対応になるように努めていただきたい。

(6) 条例第12条該当性について

同じ時期に勤務していた教師が異なった証言を行っている理由及び当該証言内容を手帳交付申請の却下理由として採用した根拠などが開示されることを望むことから、条例第12条の公益上の理由による裁量的開示を求める。

特に、平成13年〇〇月〇〇日付けを含む3度の広島県からの申請を却下する旨の通知にその理由として記載されている記録を記載した者の氏名、記載年月日及び具体内容などが開示されることを望むとともに、不正な手帳交付をなくすことも大事であるが、もっと大事なことは交付されるべき人に漏れなく手帳を交付することではないかと考える。

また、被爆者援護行政が納得のいくものであるためには、すべて不開示ということではなく、手帳申請者が納得できる範囲で情報を開示することが必要であり、この点は、本件手帳交付申請事案に限らず、手帳交付審査業務全体に関わることであり、公益性が認められる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、不開示とした理由などについては、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書の条例第10条第2号本文該当性について

本件対象文書には、本件被聴取者の住所及び氏名が記載されており、これが第2号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当することは明らかである。

また、住所及び氏名を不開示としても、原爆投下当時、当該国民学校の教師であった者で現在生存している者は限られているので、記載内容と照らし合わせると、被聴取者が識別されることも考えられる。

さらに、当該面接聴取書には、被聴取者の原爆投下当時の行動や体験が記述されており、たとえ被聴取者が識別されなくても、条例第10条第2号本文後段に規定する「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

2 本件対象文書の条例第10条第2号ただし書口該当性について

手帳が交付された場合、次のような援護措置を受けることができる。

- (1) 無料での年2回の定期健康診断及び希望者への健康診断実施
- (2) 医療費及び介護サービス等の自己負担分に係る公費助成
- (3) 各種被爆者手当等の支給

本件の場合、個人的に関係者の状況を知りたいということから本件請求を行ったものであり、公にしたとしても個人の利益にしかならないものである。

3 本件対象文書の条例第10条第2号ただし書ハ該当性について

条例第10条第2号ただし書ハに規定する「公務員」とは、国家公務員法及び地方公務員法に規定された国家公務員又は地方公務員であつて、戦時中の国民学校の教師はこれに当てはまらない。

仮に、公務員に該当するとしても、面接聴取に応じたことは、退職後の被聴取者の私的な行為であり、また、本件対象文書は、実施機関の職員が条例施行日（平成13年4月1日）前に作成したものであり、条例附則第3項により、条例第10条第2号ただし書ハの規定は適用されないこととされている。

4 本件対象文書の条例第10条第6号該当性について

手帳交付の審査において、面接聴取は極めて重要な意味をもっており、証言者（被聴取者）には、真実を述べることが求められる。このため、実施機関では面接聴取の内容が外部に漏れないことを前提に聴取を行っており、証言者もこれを信頼して、たとえ手帳申請人に対して不利な内容であっても真実を語っている。

したがって、仮に、面接聴取の内容が開示されることとなれば、証言者から真実を聴取できなくなることにより、手帳の審査において正確な事実の把握が困難になり、手帳審査事務に著しい支障が生じるおそれがある。そうすると、条例第10条第6号にも該当することとなる。

5 条例第12条該当性について

前記2で説明したとおり、本件対象文書を公にしたとしても、個人の利益にしかならないものであるため、条例第12条には該当しない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件手帳申請者による手帳交付申請を審査するに当たり、当該申請者の原爆投下当時の被爆状況を確認するため、原爆投下当時、〇〇国民学校の教師であった特定の個人から面接聴取して作成した文書で

ある。

2 判断に当たっての基本的な考え方

情報公開制度は、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示対象情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該行政文書に係る開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

異議申立人は、「手帳申請者が納得できる範囲で情報を開示することが必要ということから、広く一般県民に対する説明責任を果たすための開示を求めているわけではなく、手帳申請者等の関係者のみに対する開示を求めている旨」の意見陳述を行っているが、当審査会は、本来の制度の趣旨に従って判断するのが相当と考える。

3 本件対象文書の条例第10条第2号等の該当性について

(1) 条例第10条第2号の意義について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは、最大限保護する必要があること、また、個人のプライバシーの概念は、抽象的であり、その具体的内容や保護すべき範囲が明確でないことから、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報は、不開示とすることを定めたものである。

(2) 条例第10条第2号本文及び第11条第2項該当性について

ア 被聴取者に対する面接聴取は、当該被聴取者しか知り得ない被爆事実を聴取することを目的とし、外部への情報提供はしないものとして実施されていることから、聴取結果を外部に提供しないことを前提としている。

イ 本件対象文書に記載されている個人の住所及び氏名は、「特定の個人が識別される情報」に該当する。

ウ また、本件対象文書には、当時の国民学校における職務内容といった情報のように、それ自体では一般的には特定の個人を識別することができないが、特定の関係者が特定の個人を識別し得る可能性がある部分が記載されており、この部分の情報と当該関係者が既に保有している情報とを照合することにより、特定の個人が識別される可能性がある。

したがって、そういった情報は、条例第10条第2号本文に規定する「特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報」に該当する。

エ 本件対象文書は、被聴取者が記憶している被爆当時の体験について、〇〇国民学校の教師及び児童並びに地域住民が、原爆が投下された際、又は、その後において、身体に原爆の放射能の影響を受けるような事情の下にあったかどうかという事実関係を聴取して作成したものであ

って、これらの文書を公にすると個人の被爆状況及び被聴取者の証言内容の詳細が明らかとなることから、上記イ及びウの個人識別情報の部分を除いたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第2号本文に該当すると認められる。

オ 以上のことから、上記イからエまでの情報は、いずれについても、条例第10条第2号本文に該当するものと認められる。

カ 次に、条例第11条第2項の規定による部分開示の可否について、検討する。

本件対象文書は、被爆当時の個人的体験を記載した文書であり、上記イからエまでの不開示情報とそれらを除いた残りの記載部分とを、容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することは困難である。

仮に、両者を分離できたとしても、上記イからエまでの不開示情報が大半を占める結果となることから、当該不開示情報を除いた残りの部分については、有意性のある情報とはいえなくなり、部分開示は困難であると認められる。

(3) 条例第10条第2号ただし書口該当性について

ア 第2号ただし書口の意義

条例第10条第2号ただし書口の規定は、個人の権利利益は保護されるべきであるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることと、不開示にすることによって保護される利益との比較衡量において、公にすることの必要性が優越していると認められる情報は、例外的に開示することを定めたものである。

イ 第2号ただし書口該当性

これを本件についてみると、本件対象文書は、本件被聴取者を含めた当時の〇〇国民学校関係者の被爆事実に関する情報を記載したものであって、個人情報の中でも、特に秘匿性が要求される性質のものであるから、開示されないことの利益は極めて大きいというべきである。

これに対し、開示されることによる利益は、手帳の交付申請の却下処分に対する不服申立てに関して、開示情報を活用することにより自己に有利に展開する可能性があり、かつ、それを契機として、手帳交付が認められた場合には、申請者各人が健康診断、医療費の公費負担及び各種手当の受給といった援護措置が受けられるようになるというものである。

したがって、本件対象文書を開示することにより保護される利益は、申請者個人の生命、健康、又は財産が保護されるにとどまり、これを不開示とすることにより保護される利益に比して、優越するものとはいえないと認められ、第2号ただし書口を適用して開示すべきである

とは認められない。

(4) 条例第10条第2号ただし書ハ該当性について

異議申立人は、本件被聴取者は、「当時〇〇国民学校の教師であったようで、公務員であり、当該職務遂行にかかる情報と考えられ」ることから、本件個人情報を開示すべきであると主張する。

しかしながら、条例第10条第2号ただし書ハが適用される「公務員」は、「国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員」と明確に定義されていることから、戦前の法令の規定に基づく〇〇国民学校の教師が法令上の「公務員」に該当しないことは明らかであり、国民学校教師であった者の原爆投下当時の行動に関する情報が同号ただし書ハに該当するとは認められない。

また、本件対象文書のいずれについても、現行条例の施行日である平成13年4月1日前に、実施機関が作成又は取得したものであることから、条例附則第3項の規定に基づき、条例第10条第2号ただし書ハの規定は、適用されないこととなる。

したがって、本件個人情報は、第2号ただし書ハに該当しないものと判断する。

(5) 結論

以上により、本件対象文書は、条例第10条第2号に該当し、かつ、条例第11条第2項に該当しないと判断する。

4 本件対象文書の条例第10条第6号該当性について

異議申立人は、本件対象文書を開示した場合に関係者から正しい証言が得られなくなるというおそれもあるが、誤った証言内容が採用された上で手帳の交付申請が却下決定されたままになるというおそれもあるから、条例第10条第6号の規定を適用すべきでない旨を主張している。

しかし、前記2のとおり、本件対象文書は条例第10条第2号に該当することから、第6号（行政執行情報）の該当性について判断するまでもない。

5 条例第12条（公益上の理由による裁量的開示）該当性について

(1) 条例第12条の意義について

条例第12条の公益上の理由による裁量的開示に関する規定は、条例第10条により不開示とされている情報について、実施機関が「社会的、公共的な利益を保護する特別な必要がある」と認めるときに裁量的に開示することについて定めたものである。

(2) 条例第12条該当性について

異議申立人が本件対象文書を開示することに、上記（１）の「社会的、公共的な利益を保護する特別な必要がある」と認められる理由として主張する事情は、不正な手帳交付防止に努めるのみならず、県民に対する説明責任を果たしながらより多くの者に手帳を交付することに努めるべきであり、被爆者援護行政が納得のいくものであるためには、手帳交付申請者が納得できる範囲で情報を開示することが公益に当たるといったものである。そこで、当該公益性について、以下、検討する。

ア 県が多くの人に手帳が交付されるように努める必要があり、手帳申請者に共通する公益性があると異議申立人は主張するが、手帳交付審査制度が特定の個人からの申請に基づき審査するものである以上、本件対象文書を開示することによる利益は、本件手帳申請者個人の利益にとどまるものであって、社会的、公共的な利益があるとまでは認められない。

イ また、実施機関の説明責任に関して、広く一般県民に対してというのではなく、本件手帳申請者等の関係者のみに対する開示を求めている点については、情報公開制度の趣旨にそぐわないものであることから、情報公開制度をもって対応できるものではない。

以上のことから、条例第１２条を適用して本件対象文書を開示すべきであるとは認められない。

6 結論

よって、当審査会は、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 9. 13	・ 諮問を受けた。
16. 9. 17	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16. 11. 1	・ 実施機関からの理由説明書を收受した。
16. 11. 4	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16. 12. 16	・ 異議申立人からの意見書を收受した。
16. 12. 17	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
19. 2. 20 (平成18年度第2部会第9回)	・ 事務局が事案の概要を説明した。
19. 3. 9 (平成18年度第2部会第10回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
19. 4. 19 (平成19年度第2部会第1回)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。
19. 5. 24 (平成19年度第2部会第2回)	・ 諮問の審議を行った。
19. 6. 21 (平成19年度第2部会第3回)	・ 諮問の審議を行った。
19. 7. 12 (平成19年度第2部会第4回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（第2部会・五十音順）

飯 岡 久 美 （ 部 会 長 ）	弁 護 士
山 田 園 子	広島大学大学院社会科学研究科教授
山 本 一 志	弁 護 士
横 藤 田 誠	広島大学大学院社会科学研究科教授